



平成 27 年 5 月 13 日

各 位

上場会社名 **清水建設株式会社**  
代表者名 取締役社長 宮本 洋一  
上場取引所 東証・名証各第1部  
コード番号 1803  
問合せ先 コーポレート・コミュニケーション部長  
浅川 玲  
TEL. 03-3561-1111 (大代表)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 13 日開催の取締役会において、平成 27 年 6 月 26 日開催予定の当社第 113 期定時株主総会に、下記のとおり「定款一部変更の件」に関する議案を付議することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 90 号）」が平成 27 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、現行定款第 26 条（社外取締役との責任限定契約）及び第 33 条（社外監査役との責任限定契約）の表題及び規定の一部を変更するものであります。なお、第 26 条の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 27 年 6 月 26 日（金曜日）
定款変更の効力発生日	平成 27 年 6 月 26 日（金曜日）

以 上

## 【別紙】

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第4章 取締役及び取締役会 第19条～第25条 (条文省略) (<u>社外取締役</u>との責任限定契約)</p> <p>第26条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役</u>との間で、同法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。</p> <p>第5章 監査役及び監査役会 第27条～第32条 (条文省略) (<u>社外監査役</u>との責任限定契約)</p> <p>第33条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間で、同法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。</p>	<p>第4章 取締役及び取締役会 第19条～第25条 (現行どおり) (<u>取締役</u>との責任限定契約)</p> <p>第26条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間で、同法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。</p> <p>第5章 監査役及び監査役会 第27条～第32条 (現行どおり) (<u>監査役</u>との責任限定契約)</p> <p>第33条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間で、同法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。</p>

以 上